定　　款

2021年 6月 29日　改正

名港海運株式会社

名古屋市港区入船二丁目 4番 6号

名港海運株式会社定款

第１章　　総　　則

（ 商号 ）

第１条　　当会社は、名港海運株式会社と称し、英文では Meiko Trans Co., Ltd. と表示する。

（ 本店の所在地 ）

第２条　　当会社は、本店を名古屋市に置く。

（ 目的 ）

第３条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 港湾運送事業
(2) 倉庫業
(3) 貨物利用運送事業
(4) 海上運送業
(5) 海運代理店業
(6) 内航海運業
(7) 陸上運送業
(8) 利用航空運送業
(9) 航空運送代理店業
(10) 通関業
(11) 梱包業
(12) 建設業
(13) 一般旅行業
(14) 損害保険代理業及び生命保険募集業
(15) 不動産の賃貸、管理、保有並びに運用
(16) 産業廃棄物収集運搬業
(17) 輸送用機器及び荷役用機器等の売買及び賃貸業
(18) タンクコンテナ及びタンクローリー等の洗浄、修理及びメンテナンス事業
(19) 労働者派遣事業
(20) 発電及び売電に関する事業
(21) 前各号に掲げたものの付帯事業

（ 機関 ）

第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

（ 公告方法 ）

第5条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、中部経済新聞に掲載する。

第2章　　株　　式

（ 発行可能株式総数 ）

第6条　　当会社の発行可能株式総数は、8,000 万株とする。

（ 自己の株式の取得 ）

第7条　　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（ 単元株式数 ）

第8条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（ 単元未満株式についての権利 ）

第9条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

（ 単元未満株式の買増し ）

第10条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（ 株式取扱規程 ）

第11条　　当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（ 株主名簿管理人 ）

第12条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章　株 主 総 会

（ 招集 ）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

（ 定時株主総会の基準日 ）

第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

（ 招集権者及び議長 ）

第15条　株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

（ 議決権の代理行使 ）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（ 決議の方法 ）

第17条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（ 議事録 ）

第18条　株主総会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 ）

第19条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章　取締役及び取締役会

（ 員数 ）

第20条　当会社の取締役は、23 名以内とする。

（ 選任方法 ）

第21条　取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

（ 任期 ）

第22条　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（ 取締役会 ）

第23条　取締役は、取締役会を構成し、取締役会は、当会社の業務上の重要な事項を決する。

（ 代表取締役及び役付取締役 ）

第24条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役を定めることができる。

（ 招集権者及び議長 ）

第25条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集し、その議長となる。

2. 取締役会長に支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

（ 取締役会の招集 ）

第26条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（ 取締役会の決議方法 ）

第27条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（ 議事録 ）

第28条　取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

（ 取締役会規則 ）

第29条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（ 報酬等 ）

第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条　当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章　監査役及び監査役会

(員数)

第32条　当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第33条　監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会)

第35条　監査役は、監査役会を構成し、監査役会は、当会社の監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

(常勤の監査役)

第36条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第37条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第38条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(議事録)

第39条　監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

（ 監査役会規則 ）

第40条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（ 報酬等 ）

第41条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（ 監査役の責任免除 ）

第42条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章　会計監査人

（ 選任方法 ）

第43条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（ 任期 ）

第44条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章　計　　算

（ 事業年度 ）

第45条　当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

（ 剰余金の配当の基準日 ）

第46条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

（ 中間配当 ）

第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（ 配当の除斥期間 ）

第48条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。